

幼稚園(私学助成園)の実費徴収に係る補足給付事業について

1 補足給付事業

- ・ 幼児教育の無償化にあたり、保護者から実費徴収している通園送迎費、食材料費、行事費等の経費は無償化の対象外と整理され、副食費については実費徴収されることとなった。
- ・ 低所得世帯等の負担が増えないよう、1号及び2号認定については公定価格上の加算を設け、実費徴収を免除する取扱いとなったため、私学助成の幼稚園についても、給食費(副食費)は新たに補足給付事業の対象とされた。
- ・ 月額上限 4,500円

2 補足給付の対象となる世帯等

生活保護世帯	就園奨励費の第1階層
市町村民税非課税世帯	就園奨励費の第2階層
年収360万円未満相当の世帯	就園奨励費の第3階層
上記以外の階層のうち、第3子以降の児童	多子のカウント方法は就園奨励費と同様

3 対象となる見込児童数

H30幼稚園就園奨励費の認定区分別割合により算出

203人(補足給付対象区分)／845人(H30補助対象者)＝約24%

<内訳>

(1) 生活保護世帯	3人／845人
(2) 非課税世帯	60人／845人
(3) 360万円未満相当	107人／845人
(4) (1)～(3)を除く第3子以降	33人／845人

対象見込児童数(H31.4.15児童数)：682人×24%＝163人

4 各私学助成幼稚園の給食実施状況(令和元年度)

園名	実施回数	給食代
A	週3回	1食310円 別途徴収
B	週2回	保育料に含む
C	週2回	1食300円 別途徴収
D	週3回	1食310円 別途徴収
E	週2回	保育料に含む
F	週3回	1食300円 別途徴収
G	週3回	1食300円 別途徴収

※1食分の給食代のうち、主食費分・副食費分の内訳は現時点では未算出

※副食材料費相当額の算出が困難な場合に、国が示す便宜的な算出方法案

①1食あたり給食費×平均的な副食材料費相当額の割合(市内他施設の情報から推計)

②1食あたりの食材料費相当額×副食材料費の割合(市内他施設の情報から推計)

③一律230円 給付上限月額4,500円／1号通園日数20日÷日額平均230円

(試算) 保護者負担額

1食300円×週3回×月4週＝月額3,600円

月額3,600円×12か月＝年額43,200円

補足給付額

1食230円×週3回×月4週＝月額2,760円

月額2,760円×12か月＝年額33,120円

5 給付方法(案)

各幼稚園からの報告に基づき、各保護者へ償還払い

※各幼稚園では、設定されている給食代(主食費・副食費を含めた額)を、利用回数に応じて保護者から徴収し、徴収実績を市へ報告

※各幼稚園からの報告に基づき、補足給付額を確定して、市から保護者へ直接支払(給付は副食費のみ)

※上期(4～9月分)と下期(10月～3月分)の2回払を想定

6 申請方法等(案)

(1) 各園を通じて保護者から申請書の提出(保護者 → 各幼稚園 → 市)

<申請時期> 令和元年度:7～8月頃(在園児のみ, 途中入園児童は随時)

令和2年度以降:毎年6～7月(当該年度の市民税賦課決定後)

申請には課税状況を確認できる書類を添付(※税情報との連携が可能であれば不要)

(2) 各園が対象児童の各月の給食費徴収実績状況を市へ報告

(3) 各児童の補足給付額を確定, 給付金額通知, 保護者へ直接支払

※上期(4～9月分)と下期(10月～3月分)の2回払を想定

